

総務委員会資料
[総務部]
令和8年10月1日・2日

《条例案》

第 110 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【人事課】	1
第 111 号議案	島根県県税条例の一部を改正する条例【税務課】	2

《一般事件案》

第 117 号議案	公立大学法人島根県立大学の出資等に係る不要財産の納付の認可について【総務課】	3
第 118 号議案	公立大学法人島根県立大学定款の一部変更について【総務課】	3
承認第7号議案	専決処分事件の報告及び承認について＜関係分＞【財政課】	5
＜令和8年度島根県一般会計補正予算(第3号)＞		

《予算案》

第 93 号議案	令和8年度島根県一般会計補正予算(第4号)＜関係分＞	歳入	【財政課】	6
		歳出(総務部)	【総務課】	7
第 94 号議案	令和8年度島根県公債管理特別会計補正予算(第1号)		【総務課】	9

《報告事項》

1. 情報公開請求における公文書写しの電子交付について【総務課】	10
2. 障がい者雇用の状況について【人事課】	11
3. 電子契約サービス(契約書の電子化)の導入について【人事課】	12

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額について、国家公務員の取扱いに準じて所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

災害応急作業等従事手当の額の改定

作業内容		手当額（日額）	
		改正前	改正後
(1) 豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会規則で定めるものにおいて右の作業に従事したとき。	巡回監視	710 円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,080 円)	950 円 (大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合は、1,440 円)
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	1,080 円	1,440 円
(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。			
(3) (1)又は(2)の作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。		1,080 円 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	1,440 円 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 現行制度

- (1) 法人の県民税法人税割については、島根県県税条例により、昭和52年度から地方税法の標準税率を超える税率で課税（超過課税）している。
- (2) 法人の県民税法人税割の超過課税は、静岡県を除く46都道府県で実施されている（静岡県は、法人事業税で超過課税を実施）。
- (3) 県では、中小法人の負担に配慮し、資本金1億円超又は法人税額年1千万円超の法人に対して、1.0%の標準税率に0.8%の税率を上乗せし、1.8%で課税している（46団体中、44団体が島根県と同じ税率で課税をし、また、37団体が島根県と同じ基準で対象法人を設定）。
- (4) この超過課税による収入は、県の財政状況等を勘案して、一般財源として各種施策の展開に活用されている。

<参考>

① 対象法人数（令和7年度）

	法人数	うち対象法人数
島根県内法人	16,352	1,686
うち県内本店	14,185	460

② 税収実績（超過課税分）

単位：億円

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
4.0	4.8	4.1	4.7	4.5	22.1

2 超過課税の期間の延長

- (1) 現行制度は、令和4年度から令和8年度までの5年間としており、令和9年3月31日で終了する。
- (2) 県財政の状況を踏まえ、島根創生計画の各種施策を着実に推進していくためには継続が必要であることから、対象とする法人など制度の枠組みは現行のままで、期限を令和14年3月31日まで5年間延長するもの。
- (3) 延長した場合の税収は、5年間で約26億円（単年度で約5.2億円）の見込み。

3 施行期日

公布の日から施行する。

公立大学法人島根県立大学の出資等に係る不要財産の納付の認可について
公立大学法人島根県立大学定款の一部変更について

1 不要財産の納付に至る経緯

公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）が、かつてゲストハウス等として利用してきた土地及び建物が不要となったため、地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法人から県に不要財産納付の承認申請があった。

2 不要となる財産

種別	所在地	地目	地積	出資時の評価額
土地	出雲市大塚町1124番5	宅地	540.00㎡	22,110,000円

種別	所在地	名称	構造	延床面積	出資時の評価額
建物	出雲市大塚町 1124番地5	ゲストハウス	木造瓦葺平家建	154.50㎡	8,390,000円
		ゲストハウス 車庫・倉庫	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	21.60㎡	

3 利用状況

平成 7 年 12 月	平成 7 年 4 月の島根県立看護短期大学の開学に伴い県が建築し、学長宿舎として利用（～平成 19 年 3 月）
平成 19 年 4 月	法人化に際して県から法人が現物出資を受け、出雲キャンパスゲストハウスとして国際交流イベント等会場に利用
平成 28 年 4 月	教員宿舎として利用（～令和 7 年 3 月）
令和 7 年 4 月	未利用

4 納付の認可

不要財産の納付に伴い、法人の業務運営・財務運営の健全性への影響がないと認められることから、県に納付することについて認可する。

5 定款の変更

不要財産の納付後に、定款の別表（資産一覧）から当該財産を削除するため、県から総務大臣及び文部科学大臣に認可申請を行う。

〔参考〕地方独立行政法人法 関係条文

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 資本金、出資及び資産に関する事項

(10)～(11) (略)

2 定款の変更は、設立団体（中略）の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。（後略）

(出資等に係る不要財産の納付等)

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（中略）に納付するものとする。

2～4 (略)

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

■位置図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>) (加工して作成)

【承認第7号】

令和8年度島根県一般会計補正予算（令和8年7月21日専決処分） 歳入科目別内訳一覧表

（単位：千円）

区 分	R8年度			R7年度	対前年度伸び率 (A)／(B)	主な補正項目
	現 計	7/21専決	計 (A)	6月現計(B)		
1. 県 税	84,438,801		84,438,801	82,903,500	1.9%	
2. 地 方 消 費 税 清 算 金	38,095,373		38,095,373	33,019,513	15.4%	
3. 地 方 譲 与 税	16,908,000		16,908,000	15,773,000	7.2%	
4. 地 方 特 例 交 付 金	3,075,000		3,075,000	354,000	768.6%	
5. 地 方 交 付 税 "（含 臨時財政対策債）	187,372,290 (187,372,290)		187,372,290 (187,372,290)	181,904,329 (181,904,329)	3.0% (3.0%)	
6. 交通安全対策特別交付金	155,000		155,000	167,000	▲ 7.2%	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,966,196		1,966,196	1,662,551	18.3%	
8. 使 用 料 及 び 手 数 料	4,071,507		4,071,507	4,026,497	1.1%	
9. 国 庫 支 出 金	83,060,443		83,060,443	76,217,426	9.0%	
10. 財 産 収 入	2,635,856		2,635,856	1,713,545	53.8%	
11. 寄 附 金	78,566		78,566	74,257	5.8%	
12. 繰 入 金	15,833,133		15,833,133	15,464,614	2.4%	
13. 繰 越 金	6,039,971	40,850	6,080,821	4,748,787	28.0%	
14. 諸 収 入	15,428,403		15,428,403	14,032,982	9.9%	
15. 県 債 "（除 臨時財政対策債）	43,035,300 (43,035,300)		43,035,300 (43,035,300)	41,033,300 (41,033,300)	4.9% (4.9%)	
合 計	502,193,839	40,850	502,234,689	473,095,301	6.2%	

【 第 93 号 議 案 】

令和8年度島根県一般会計補正予算 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R8年度			R7年度	対前年度伸び率	主な補正項目
	現 計	9月補正	計 (A)	9月現計(B)	(A)／(B)	
1. 県 税	84,438,801		84,438,801	82,903,500	1.9%	
2. 地 方 消 費 税 清 算 金	38,095,373		38,095,373	33,019,513	15.4%	
3. 地 方 譲 与 税	16,908,000		16,908,000	15,773,000	7.2%	
4. 地 方 特 例 交 付 金	3,075,000		3,075,000	354,000	768.6%	
5. 地 方 交 付 税 〃 (含 臨時財政対策債)	187,372,290 (187,372,290)	9,678,490 (9,678,490)	197,050,780 (197,050,780)	181,904,329 (181,904,329)	8.3% (8.3%)	
6. 交通安全対策特別交付金	155,000		155,000	167,000	▲ 7.2%	
7. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,966,196	134,242	2,100,438	1,817,792	15.5%	公共事業関係
8. 使 用 料 及 び 手 数 料	4,071,507		4,071,507	4,026,497	1.1%	
9. 国 庫 支 出 金	83,060,443	379,901	83,440,344	77,484,823	7.7%	公共事業関係 498,499 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金 64,579 有人国境離島地域社会維持交付 金 40,047 教職員給与費等負担金 ▲238,217
10. 財 産 収 入	2,635,856	23,614	2,659,470	1,713,545	55.2%	基金利子収入
11. 寄 附 金	78,566		78,566	86,533	▲ 9.2%	
12. 繰 入 金	15,833,133	711,012	16,544,145	22,874,090	▲ 27.7%	島根県制度融資新型コロナウイルス 感染症対策基金繰入金 269,236 減債基金繰入金 254,870 地域活性化・経済対策調整基金繰 入金 123,000 中小企業近代化資金会計繰入金 64,161
13. 繰 越 金	6,080,821	5,017,635	11,098,456	10,007,180	10.9%	
14. 諸 収 入	15,428,403	118,399	15,546,802	14,560,261	6.8%	過年度補助金委託金等精算返還 金 110,777
15. 県 債 〃 (除 臨時財政対策債)	43,035,300 (43,035,300)	613,000 (613,000)	43,648,300 (43,648,300)	41,608,000 (41,608,000)	4.9% (4.9%)	公共事業関係 563,600 県立高等学校施設整備債 43,600
合 計	502,234,689	16,676,293	518,910,982	488,300,063	6.3%	

令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）〈関係分〉
 令和8年度島根県公債管理特別会計補正予算（第1号）

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総 務 課	7,911,011	▲ 41,837	7,869,174
人 事 課	5,029,868	238	5,030,106
財 政 課	59,665,340	12,953,713	72,619,053
税 務 課	47,124,666	▲ 27,814	47,096,852
管 財 課	7,304,227	▲ 4,381	7,299,846
営 繕 課	387,215	▲ 19,719	367,496
情 報 シ ス テ ム 推 進 課	3,048,330	▲ 1,150	3,047,180
総 務 事 務 セ ン タ ー	1,080,315	4,368	1,084,683
合 計	131,550,972	12,863,418	144,414,390

特別会計

(単位：千円)

課 名	会 計 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財 政 課	公 債 管 理 特 別 会 計	93,621,944	0	93,621,944
総 務 事 務 セ ン タ ー	総務事務集中処理 特 別 会 計	12,842,225	0	12,842,225

〔一般会計〕

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目				議案 資料1 掲載 ページ	
					款	項	目			
総務部	131,550,972	12,863,418	144,414,390	〔財源〕 他 21,054 県 12,842,364						
総務課	7,911,011	▲ 41,837	7,869,174	〔財源〕 県 ▲41,837						
1 人件費 一般職給与	915,406	▲ 42,199	873,207	一般職員 106人 → 108人	2	1	1	27		
2 人件費 一般職給与	6,312	▲ 65	6,247	一般職員 1人 → 1人	5	1	1	45		
3 人件費 一般職給与	36,515	427	36,942	一般職員 6人 → 6人	7	1	1	57		
人事課	5,029,868	238	5,030,106	〔財源〕 県 238						
1 人件費 一般職給与	3,465,428	▲ 6,945	3,458,483	一般職員 45人 → 43人	2	1	1	27		
2 人事管理諸費	930,666	7,183	937,849	熊本地震に係る職員派遣経費の発生による増	2	1	2	27		
財政課	59,665,340	12,953,713	72,619,053	〔財源〕 他 21,054 県 12,932,659						
1 人件費 一般職給与	171,742	962	172,704	一般職員 22人 → 22人	2	1	1	27		
2 国庫支出金返還金	0	269,236	269,236	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の返還	2	1	1	27		
3 減債基金積立金	443,874	4,413,169	4,857,043	普通交付税で措置された臨時財政対策債の一部を償還するための財源を減債基金に積立して 4,401,159 運用利息の積立して 12,010	2	1	7	27		
4 地域活性化・経済対策調整基金積立金	2,142	5,281,746	5,283,888	普通交付税で措置された産業クラスターの形成・拡大等を推進するための財源を地域活性化・経済対策調整基金に積立して 5,277,331 運用利息の積立して 4,415	2	1	7	27		
5 退職手当基金積立金	2,642	214,628	217,270	令和7年度は、引き上げ後の定年前に退職する職員数が見込みよりも減少したことから、不用となった令和7年度の退職手当予算の一部を令和8年度以降に活用するため、退職手当基金に積立して 209,999 運用利息の積立して 4,629	2	1	7	27		
6 元金償還金	50,484,896	2,773,972	53,258,868	決算剰余金を活用した繰上償還（公債管理特別会計繰出金）	12	1	1	79		
税務課	47,124,666	▲ 27,814	47,096,852	〔財源〕 県 ▲27,814						
1 人件費 一般職給与	765,846	▲ 27,814	738,032	一般職員 96人 → 98人	2	3	1	29		
管財課	7,304,227	▲ 4,381	7,299,846	〔財源〕 県 ▲4,381						
1 人件費 一般職給与	182,106	▲ 4,381	177,725	一般職員 24人 → 24人	2	1	1	27		
営繕課	387,215	▲ 19,719	367,496	〔財源〕 県 ▲19,719						
1 人件費 一般職給与	350,889	▲ 19,719	331,170	一般職員 48人 → 47人	8	6	1	67		
情報システム推進課	3,048,330	▲ 1,150	3,047,180	〔財源〕 県 ▲1,150						
1 人件費 一般職給与	132,533	▲ 1,150	131,383	一般職員 17人 → 17人	2	1	1	27		
総務事務センター	1,080,315	4,368	1,084,683	〔財源〕 県 4,368						
1 人件費 一般職給与	260,245	4,368	264,613	一般職員 35人 → 36人	2	1	1	27		

〔公債管理特別会計〕

(歳 入)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案 資料 1 掲載 ページ
					款	項	目	
財政課	93,621,944	0	93,621,944					
1 一般会計繰入金	58,390,430	2,773,972	61,164,402		1	1	1	93
2 借換債	33,131,646	▲ 2,773,972	30,357,674		2	1	1	95

(歳 出)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案 資料 1 掲載 ページ
					款	項	目	
財政課	93,621,944	0	93,621,944	[財源] 債 ▲2,773,972 他 2,773,792				
1 元金償還金	85,716,410	0	85,716,410	財源更正	1	1	1	97

情報公開請求における公文書写しの電子交付について

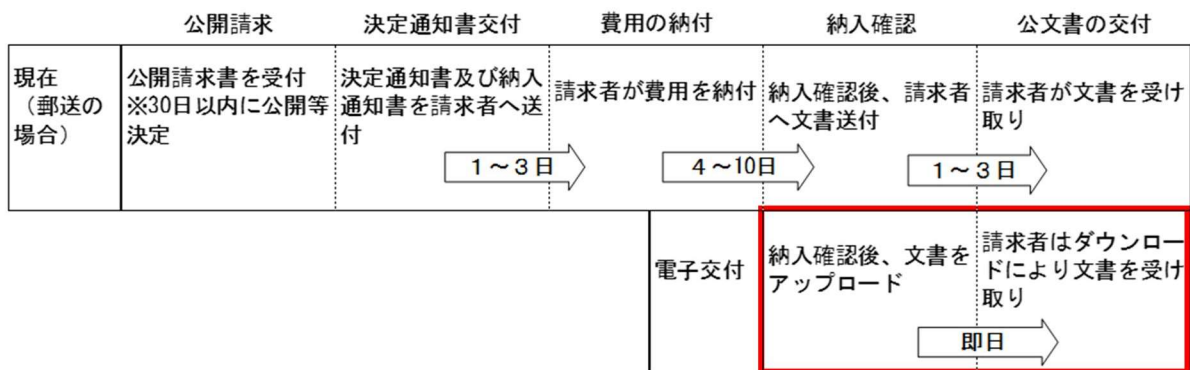
1. 概要

情報公開請求のあった公文書については、現在、紙又は光ディスク（CD-RまたはDVD-R）に複写したものを、窓口又は郵送により交付している。

公文書公開請求については、既に電子申請サービスを利用した請求を受け付けているが、交付についても電子申請サービスを利用することにより、請求者の利便性の向上を図る。

また、特定歴史公文書等利用請求の手続についても、同様に電子交付を導入する。

（参考：公文書公開請求の流れ）



2. 公文書の写しの交付にかかる費用

公文書の写しの交付に要する費用は、以下のとおりとする。

対象	作成に要する費用	送付に要する費用
①用紙に印刷したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)	郵送料別途
②光ディスクに複写したもの	CD-R 1枚 140円 DVD-R 1枚 140円	郵送料別途 (180円)
③電子交付するもの	公開の実施 1件 160円	—

- ・電子交付に係る費用の設定に当たっては、光ディスクよりも大容量の交付が可能となること、郵送料が発生しないこと、他の都道府県の例などを考慮。
- ・交付にかかる日数を比較すると、紙や光ディスクより電子交付の方が1～3日程度（郵送にかかる日数）の短縮が可能。

（参考）1件20枚（白黒）の公文書公開請求があった場合

①200円＋郵送料180円＝380円 ②140円＋郵送料180円＝320円 ③160円

（関係規定の整備）

島根県情報公開条例施行規則、島根県公文書センターの管理に関する規則

3. 開始時期

令和8年12月1日

障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

2. 知事部局における障がい者雇用率の状況（令和8年6月分・島根労働局報告数値）

※職員数等は、障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（％）	不足数（人）	法定雇用率（％）
4,156.5	127.5	3.07	0	2.80

毎年6月1日現在の状況を国に報告

（前年比）

実雇用率の増減（％）	障がい者数の増減（人）	不足数の増減（人）
2.80 ⇒ 3.07（+0.27）	115.5 ⇒ 127.5（+12.0）	0

【主な変動理由】

- ・ 正規職員について、令和8年4月1日に2名採用
- ・ 会計年度任用職員について、令和7年7月以降に15名採用
- ・ 正規職員及び会計年度任用職員について、退職により6名減

3. 採用スケジュール

6月以降 会計年度任用職員（障がい者枠）の採用試験を実施

11月上旬 障がい者（身体、知的、精神）を対象とした正規職員採用試験を実施
（令和9年4月採用）

4. 今後の取組等

- ・ 「島根県障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員が、その特性や個性に応じて、能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることでできる職場づくりを推進
- ・ 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施
- ・ 健康福祉部や教育委員会等と連携し、障がいのある職員に担ってもらふ職務の選定・創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等の強化

電子契約サービス（契約書の電子化）の導入について

1. 現状と課題

契約書は紙で作成・保管しており、契約締結のためのやり取りに時間がかかること、非対面での締結が困難で、契約相手方の印紙代、郵送代などのコストが発生しており、民間事業者からも電子化の要望が出ている。

2. 電子契約サービスの特徴、メリット

- ・ これまで紙で作成していた契約書を電子化(PDF ファイルに電子署名、タイムスタンプ付与)
- ・ 電子署名、タイムスタンプはシステムにより確実に自動付与することで、法的証拠力を保持
- ・ 電子化により非対面で契約が可能となり業務効率化につながる
- ・ 契約相手方の印紙代、郵送代等のコスト削減

3. 導入サービスと対象範囲

導入サービス名 クラウドサイン(弁護士ドットコム株式会社提供)

対 象 令和8年12月1日以降に契約締結する全契約案件(紙の契約書も共存)

4. セキュリティ

- ・ 電子署名法に基づく電子署名、タイムスタンプ機能により改ざん防止(裁判に耐える証拠力)
- ・ 本サービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度の確認を受け、登録済
- ・ 国内データセンターでデータ暗号化保管し、アカウントごとのアクセス制御機能を備える

5. 運用開始に向けた全体スケジュール

令和8年9月 業務フロー洗い出しと電子化フロー設計
並行して例規整備(契約規則改正、電子契約実施規程策定等)を実施

令和8年10～11月 仮稼働開始、事業者向けおよび庁内職員向け説明会を実施

令和8年12月1日 全庁運用開始(本稼働)

6. 経費

- ・ クラウドサインの利用料は月額 7,000 円(税別)(導入経費は無償)

電子契約の概要

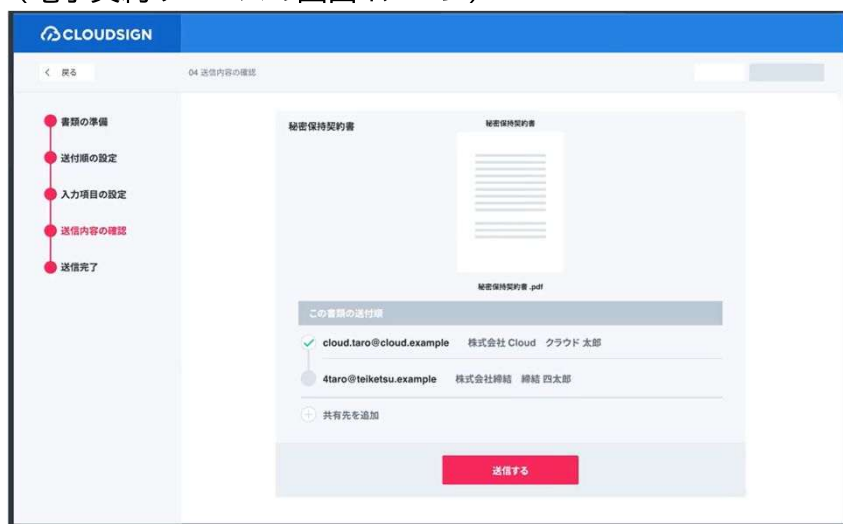
インターネット上で契約締結から契約書管理まで可能なサービス

作成済の契約書をインターネット上で両者が承認することで契約を締結します。

締結が完了した電子ファイルには「電子署名」と「タイムスタンプ」が付与され、紙への押印の代わりに、電子ファイルへ安全に当事者の合意の証を残すことが可能です。



（電子契約サービスの画面イメージ）



電子契約のメリット

紙の契約書の場合	電子契約
印紙税	不要
移動や郵送費	
書類保管費	

従来の紙と印鑑での契約締結



クラウドサインでの契約締結

